

# 市税情報

## 固定資産税 都市計画税

5月31日(月)の午前8時半  
～午後5時(土・日曜日、祝  
日は除く)

【会場】課税課 市役所2階  
【縦覧できる方】 固定資産  
税の納税者(1月1日現在  
市内に固定資産を所有し課税  
されている方) 納税管理人  
代理人(委任状が必要とな  
ります)

土地や家屋の  
価格等縦覧帳簿の  
縦覧ができます

固定資産税を納税する方が  
自分の土地や家屋の評価が適  
正かどうか、市内にあるほか  
の土地や家屋の価格  
との比較を通して判  
断できることを目的  
に、土地価格等縦覧  
帳簿および家屋価格  
等縦覧帳簿の縦覧が  
4月1日から始まります。  
【縦覧期間】4月1日(木)



【申請方法】印鑑を持参の上  
課税課窓口で申請書に必要事  
項を記入し、次のいずれかを  
提示してください。16年度  
課税明細書(4月上旬に送付  
予定) 納税通知書(5月上  
旬に送付予定) 運  
転免許証等(官公庁  
が発行したもので  
本人確認ができるも  
の)

## 納税に ご協力を

市税の納め忘れは  
ありませんか?

15年度の市税(市・都民税  
固定資産税・都市計画税、国  
民健康保険税、軽自動車税)  
の納期が過ぎました。

納期が過ぎて未納のままの  
場合、延滞金が増加されるだ  
けでなく、財産の差し押さえ  
がされることもありますので  
ご注意ください。

事情のある方は  
ご相談を!  
事情があつて一括納付が困  
難な場合には、できるだけ早  
く納税課(市役所2階)にこ  
相談ください。

口座振替を  
ご利用ください  
納税に便利な口座振替をこ  
利用ください。また、口座振  
替をご利用されていない方には  
16年度の納税通知書に案内書  
と申込書を同封しますので、  
ぜひお申し込みください。す  
でに口座振替を利用されてい  
る方で、金融機関の変更を希  
望される場合は、ご連絡くださ  
い。詳しくは納税課 ☎70・777

### 16年度 市税納期一覧

区分	固定資産税 都市計画税	市・都民税 (普通徴収)	国民健康 保険	軽自動車税
1期	5月31日	6月30日	8月2日	5月31日
2期	8月2日	8月31日	8月31日	
3期	12月27日	11月1日	9月30日	
4期	2月28日	1月31日	11月1日	
5期			11月30日	
6期			12月27日	
7期			1月31日	
8期			2月28日	
9期			3月25日	

切り取って、目立つ所に貼ってご利用ください。

## 市・都民税

市・都民税の課税・  
非課税証明は申告が  
ないと発行できません  
課税・非課税証明書は、前  
年中の収入を申告した方に発  
行します。収入が少なかった  
(内線2333～2337)へ



価格  
【家屋価格等縦覧帳簿に記  
載される事項】 所在 家屋  
番号 種類 建築年 構造  
床面積 価格  
固定資産課税  
明細書を送付します  
16年1月1日現在、市内に  
土地または家屋を所有する方  
で、固定資産税および都市計  
画税が課税されている方を対  
象に、課税物件の内容を記載  
した「課税明細書」を4月上  
旬に送付します。  
所有資産の土地筆数や家屋  
棟数が多く、1枚の課税明細  
書に掲載できない方には、複  
数の送付となります。  
なお、この「課税明細書」は  
「納税通知書」とは異なります  
のでご注意ください。

## 就学時費用の一部を 援助します

詳しくは学務課学事係 ☎70・7779へ

学資金の一部を給付  
市では、市内在住の高校生  
(高等専門学校を含む)で経済  
的に就学が困難な方を対象に  
学資金の一部を給付します  
(ただし、同じような学資金を  
ほかから受けている方は除き  
ます)。  
【申請受付期間(期間厳守)】  
町1ノ5ノ10(が午後3時)～  
11時半  
丁係 ☎70・7743へ

4月12日(月)～30日(金)  
の午前8時半～午後5時(正  
午～午後1時と土曜・日曜日  
祝日は除く)  
【申請方法】次の書類を添え  
て学務課(市役所6階)へ。  
教育委員会所定の願書と学  
校長の推薦書 家族の所得を  
証明するもの(15年分の源泉  
徴収票か所得税確定申告書の  
写し、または、16年度市・都  
民税申告書の控えのいずれか  
1通) 借家などの場合は家賃  
を証明するもの(契約書また  
は領収書の写し1通)  
【給付額】私立1万円、公立  
5000円(いずれも月額)  
【教育費の一部を援助】  
市では、経済的な理由など  
によって、市立小・中学校で  
かかる費用が非常に大きな負  
担となっているご家庭に対し  
て、教育費の一部を援助して  
います。  
この制度を受けられるご家  
庭は、次のいずれかに該当す  
る方です。生活保護の停止  
または廃止を受けた方 市・  
都民税、固定資産税、国民年  
金などの掛金等に減免が適用  
されている方 児童扶養手当  
の支給を受けている方 生活  
保護基準に準ずる世帯(準要  
保護)で15年分の世帯全員の  
総収入が認定基準以下の世帯  
の方。  
認定基準等詳細は、4月上  
旬に児童・生徒を通じて配布  
する「就学援助費についての  
お知らせ」をご覧ください。  
【申請受付期間】4月14日  
(水)～20日(火)の午前9時  
～11時半と午後1時半～4時  
【受付会場】市役所6階60  
2会議室

## 薬湯の日を ご利用ください

東久留米市浴場組合では、  
毎月「薬湯の日」として公衆  
浴場の入浴サービスをいま  
ます。小学生以下は毎月、70歳  
以上の方も5月と9月は無料  
で利用できます。  
【実施浴場・実施時間】源の  
湯(東本町7ノ6)が午後3  
時～11時、第一喜多の湯(幸  
20日は第一喜多の湯のみ実施  
係 ☎70・7736へ。詳しくは産業振興課労働政商

## くぬぎ学童 保育所が 移転しました

4月1日(木)から、くぬ  
ぎ学童保育所が第九小学校敷  
地内に移転しました。  
電話番号(74・4800)  
の変更はありません。  
詳しくは子育て支援課児童  
係 ☎70・7736へ。

## 耐震相談会のご利用を

市では年6回、耐震相談会を次の通り実  
施します。

【日時・会場】下表の通り  
【相談員】東久留米建築設計協会会員  
【費用】無料  
申し込みは各相談日の前日までに、電話  
で同協会事務局(桑原建築設計事務所 ☎76・  
1515)へ。  
当日受け付けもできますが、お待ちい  
ただく場合があります。  
詳しくは総務課防災係 ☎70・7714へ。

### 耐震相談会年間日程

日	時	会場
4月14日(水)	午後2時 ～5時	市役所1階 屋内ひろば
6月9日(水)		
8月4日(水)		
10月13日(水)		
12月8日(水)		
17年2月9日(水)		

## お気軽に 無料相談

【専門】  
予約は広報課 ☎  
70・7777(代)へ。  
法律相談 4月21  
日～28日の午前10時か  
ら、市役所2階相談室  
担当=弁護士。いずれ  
も8日の午前8時半か  
ら、先着順に電話予約  
を受け付け。  
登記相談 4月7  
日の午後1時から、市  
役所2階相談室。土地  
等の所有権移転など。  
担当=司法書士。2日  
の午前8時半から先着  
順に電話予約を受け付  
け。  
表示登記相談 4  
月7日の午後1時から  
市役所2階相談室。建  
物の新・増・改築の登  
記など。担当=土地家  
屋調査士。2日の午前  
8時半から先着順に電  
話予約を受け付け。  
相続相談 4月14  
日の午後1時から、市  
役所2階相談室。担当  
=弁護士。9日の午前  
8時半から先着順に電  
話予約を受け付け。  
人権の上相談  
4月21日の午後1時か  
ら、市役所2階相談室  
担当=人権擁護委員  
13日の午前8時半か  
ら先着順に電話予約を  
受け付け。  
不動産相談 4月  
21日の午後1時から、  
市役所2階相談室。担  
当=宅地建物取引主任  
者。16日の午前8時半  
から先着順に電話予約  
を受け付け。  
交通事故相談 4  
月28日の午後1時から  
市役所2階相談室。担  
当=弁護士、都交通事  
故相談員。22日の午前  
8時半から先着順に電  
話予約を受け付け。  
行政手続相談 4  
月14日の午前10時から  
市役所2階相談室相  
談・成年後見・会社法  
人の設立手続きなど。  
担当=行政書士。1日  
の午前8時半から先着  
順に電話予約を受け付  
け  
年金・労災・失業  
保険・人事管理等相談  
4月28日の午前10時  
から、市役所2階相談  
室。担当=社会保険労  
務士。23日の午前8時  
半から先着順に電話予  
約を受け付け。  
【住まい】  
住宅増改築相談  
4月8日の午前10時、  
午後4時、市役所2階  
相談室。住宅の修理・  
改築等。一式、見積も  
りなど。担当=市住宅  
増改築等相談(あつせ  
ん)事業登録団体協議  
会。直接会場へ。